（不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項）

第四十三条　法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行う者以外の者にあっては、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げるものを、不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十七号から第十九号までに掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第三十七号から第四十二号までに掲げるものを、電子取引業務を行う者以外の者にあっては、第四十三号に掲げるものを除く。）とする。

一　（略）

二　不動産特定共同事業者の許可番号（届出特定信託会社にあっては、法第六十七条第三項の規定による届出の受理番号、届出特別金融機関等にあっては、令第十七条第三項の規定による届出の受理番号）

三　（略）

四　不動産特定共同事業者がその発行済株式の総数又は出資の総額を契約締結法人により保有されている法人であって第十条各号に掲げる要件に該当するものであるときは、その営む不動産特定共同事業に関して当該契約締結法人が連帯して債務を負担する契約の内容

五　（略）

（削る）

六　不動産特定共同事業者（第一号事業を行う者に限る。次号において同じ。）の事業開始日を含む事業年度の直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

七　不動産特定共同事業者の役員の氏名並びに役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該他の法人の商号又は名称及び業務又は当該事業の種類

八　委託特例事業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

九　委託特例事業者の法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号

十　委託特例事業者の資本金又は出資の額

十一・十二　（略）

十三　利害関係人との間の不動産特定共同事業に係る重要な取引の有無並びに当該取引がある場合には当該利害関係人と不動産特定共同事業者との関係、当該利害関係人の商号若しくは名称又は氏名、住所又は所在地、取引の額及び取引の内容

十四・十五　（略）

十六　対象不動産の特定及び当該対象不動産に係る不動産取引の内容に関する次の事項

イ・ロ　（略）

（不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項）

第二十条　法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十五号から第十七号までに掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第三十四号から第三十九号までに掲げるものを除く。）とする。

一　（略）

二　不動産特定共同事業者の許可番号（届出特定信託会社にあっては、法第四十六条第三項の規定による届出の受理番号、届出特別金融機関等にあっては、令第十条第三項の規定による届出の受理番号）

三　（略）

四　不動産特定共同事業者がその発行済株式の総数又は出資の総額を契約締結法人により保有されている法人であって第七条各号に掲げる要件に該当するものであるときは、その営む不動産特定共同事業に関して当該契約締結法人が連帯して債務を負担する契約の内容

五　（略）

六　不動産特定共同事業者の事業開始日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面に記載した事項

七　不動産特定共同事業者の事業開始日を含む事業年度の直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

八　不動産特定共同事業者の役員及び対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を営もうとする場合にあっては対象不動産の変更に係る業務に従事する者の氏名並びに役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号又は名称及び業務の種類又は当該事業の種類

（新設）

（新設）

九・十　（略）

十一　関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。以下同じ。）との間の不動産特定共同事業に係る重要な取引（当該取引の額が全賃料収入（対象不動産に係る不動産特定共同事業者等（不動産特定共同事業者及び不動産特定共同事業者が対象不動産について売買契約を締結した相手方がある場合にあっては当該契約締結の相手方をいう。以下同じ。）の賃料収入の総額をいう。以下同じ。）の十パーセント以上を占めるものをいう。）の有無並びに当該取引がある場合には当該関係会社と不動産特定共同事業者との関係、当該関係会社の商号又は名称、所在地、取引の額及び取引の内容

十二・十三　（略）

十四　対象不動産に係る不動産取引の内容に関する次の事項

イ・ロ　（略）